

・荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）の実施方針に関する新旧対照表（修正箇所朱書き抜粋）令和7年6月公表

旧	新（修正版）								
<p>7 頁 4 プロポーザルの実施スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="224 295 1041 399"> <tr> <td>基本契約の締結</td> <td>令和7年11月下旬</td> </tr> <tr> <td>特別目的会社（SPC）の設立</td> <td>令和7年11月下旬</td> </tr> </table>	基本契約の締結	令和7年11月下旬	特別目的会社（SPC）の設立	令和7年11月下旬	<p>7 頁 4 プロポーザルの実施スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="1198 295 2016 399"> <tr> <td>基本契約の締結</td> <td>令和7年12月</td> </tr> <tr> <td>特別目的会社（SPC）の設立</td> <td>令和7年12月</td> </tr> </table>	基本契約の締結	令和7年12月	特別目的会社（SPC）の設立	令和7年12月
基本契約の締結	令和7年11月下旬								
特別目的会社（SPC）の設立	令和7年11月下旬								
基本契約の締結	令和7年12月								
特別目的会社（SPC）の設立	令和7年12月								
<p>17 頁 <u>Q14. 入札保証金及び契約保証金は免除ですか。</u> <u>A14. 契約保証金は免除ではありません。</u></p>	<p>17 頁 （QA14 を全削除のうえ、QA15 以下のナンバーを一つ繰り上げ）</p>								
<p>19 頁 Q28. 道路掘削申請や道路使用に関する関連機関との協議及び必要な経費（監督事務費等）は、市の負担となりますか。 A28. 受託事業者の負担となります。なお、道路管理者や交通管理者など関係する行政機関との協議の結果、通常考えられる内容以上の追加工事、追加設備が必要となった場合も市の負担となります。</p>	<p>19 頁 Q27. 道路掘削申請や道路使用に関する関連機関との協議及び必要な経費（監督事務費等）は、市の負担となりますか。 A27. 受託事業者の負担となります。なお、道路管理者や交通管理者など関係する行政機関との協議の結果、通常考えられる内容以上の追加工事、追加設備等が必要となった場合は市の負担となります。</p>								
<p>20 頁 （QA42 から QA44 までの新規追加）</p>	<p>20 頁～21 頁 Q42. 「市の指示による工事」とは、①発注者が特定の工法や手順等の工事の一部を指示することか、②工事全体を実施するという指示か、①②のどちらか、または①②のどちらもでしょうか。 A42. 「市の指示」とは、要求水準書等に示されている事項や緊急時に市が指示する事項を想定しております。なお、受託事業者が要求水準を達成するための方法や手順等を市が指示することはありません。ただし、市は安全性や品質等について確認を行い、上記について疑義が生じた場合は追加検討や再考を指示します。 Q43. 環境悪化リスクについて「引継ぎ完了後の事業期間での業務による環境の悪化に関するもの」とありますが、受託事業者が善良な管理者とし</p>								

	<p>ての役割を果たしていれば、受託事業者の責ではないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A43. ご理解のとおりです。</p> <p>Q44. 用地リスクについて「工事予定地の確保や土壌問題に関するもの」で、受託事業者の責に帰すべき事由ではない場合は、受託事業者の従負担はないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A44. ご理解のとおりです。</p>
<p>30 頁 別紙 6 情報システム一覧 (一覧略)</p>	<p>31 頁 別紙 6 情報システム一覧 (更新予定は、確定的ではないため「更新予定」の列を削除しました。)</p>